

「子ども・子育て応援都市せたがや」の取り組み ——子育て家庭の孤立を防ぎ、 子どもと子育てにわたたかい地域社会を目指して——

松本 幸夫

MATSUMOTO, Yukio

(世田谷区子ども・若者部子ども家庭課長)

はじめに

「保育園落ちた日本死ね!!!」。昨年、ある匿名でブログに書き込まれた言葉が国会で取り上げられ、議論を呼んだ。

少子化という全国的な流れがある中で、世田谷区をはじめ、東京の都心部では子どもの数が増加している。特にリーマンショック以降の平成21年からは、世田谷区では0歳から5歳の子どもが毎年1,000人近く増え続けており、全国的にも数少ない自治体であるといえる。一方で、女性の就労率の上昇も合わさって、保育需要は全国の自治体でみられる状況を凌ぐ勢いで増加し、待機児童数は4年連続全国ワースト1位という大変厳しい状況となっている。

また、子どもや子育て家庭は増加しているが、核家族化が進んでいる傾向は全国と同様である。地域社会との関わりも希薄化しており、子育てについて、身近に相談する人がいない、必要な情報が得られない、適切な情報・サービスを選択できない保護者が増加し、家庭の養育力の低下が懸念されている。こうした状況は、子育ての不安や悩みを一人で抱え込むこととなり、児童虐待やネグレクトを引き起こすことにもつながりかねない。平成27年度中、全国208か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は10万件を超え、過去最多を記録した。区の子ども家庭支援センターでの児童虐待相談対応件数も、児童相談所と同様年々増加し、平成27年度は過去最高を記録している。

私は平成26年度・27年度の2年間、世田谷区子ども・若者部保育計画・整備支援担当課で係長として、保育待機児童対策に取り組んできた。そして、平成28年4月、世田谷区子ども・若者部子ども家庭課長に着任し、子育て支援、ひとり親支援、子どもの人権擁護、子どもの貧困対策、妊娠期からの切れ目のない支援、児童虐待防止対策等に取り組んでいる。

子どもと家庭を支える、この両課での経験を通し、現代都市の子育て家庭が抱える課題と、それに対する区の支援について、本稿に表す。

1. 世田谷区を取り巻く現状

(1) 子ども人口の推移と保育需要の増

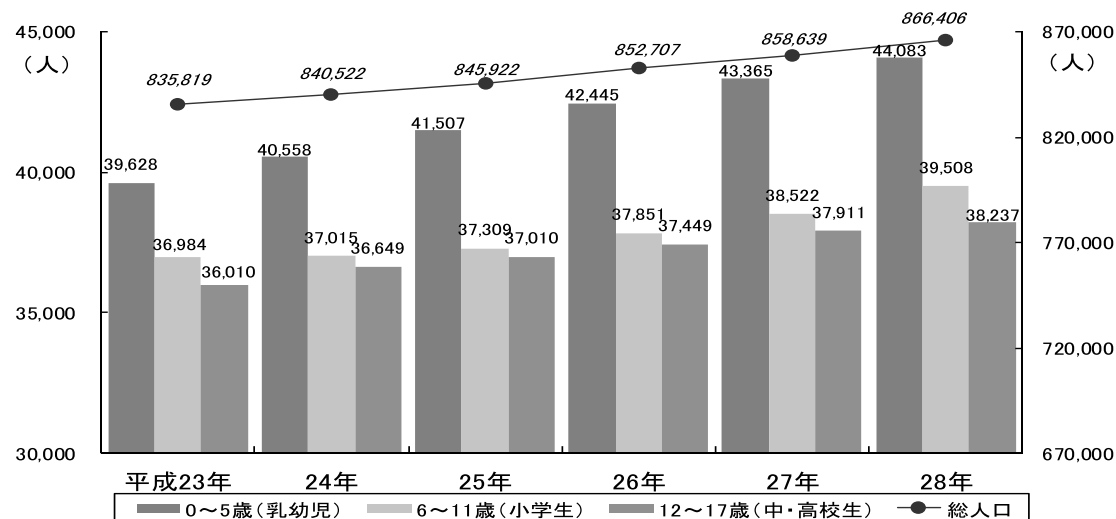
世田谷区の総人口・児童人口ともに増加傾向にある。図 1 のとおり特に 0 歳から 5 歳の就学前人口の増が著しい。就学前の各年齢の転出入の状況を見ると、転出の方がやや多い状況である。それでも就学前人口が増えている背景には、出生数の増がある。

世田谷区の出生数は、図 2 のとおり平成 17 年には 6,210 人だったのが、平成 27 年には 8,019 人と、年間の出生数が約 1,800 人も増えている。

平成 27 年度の世田谷区の年齢別人口構成では、図 3 のとおり女性は団塊ジュニア世代にあたる 40 歳から 44 歳が一番多く、次いで 35 歳から 39 歳と続いている。女性の第 1 子の出産年齢は、図 4 のとおり 32 歳を超え、第 2 子以降も含めた出産時の母親の年齢は、図 5 のとおり 35 歳以上が 45% を占めている。

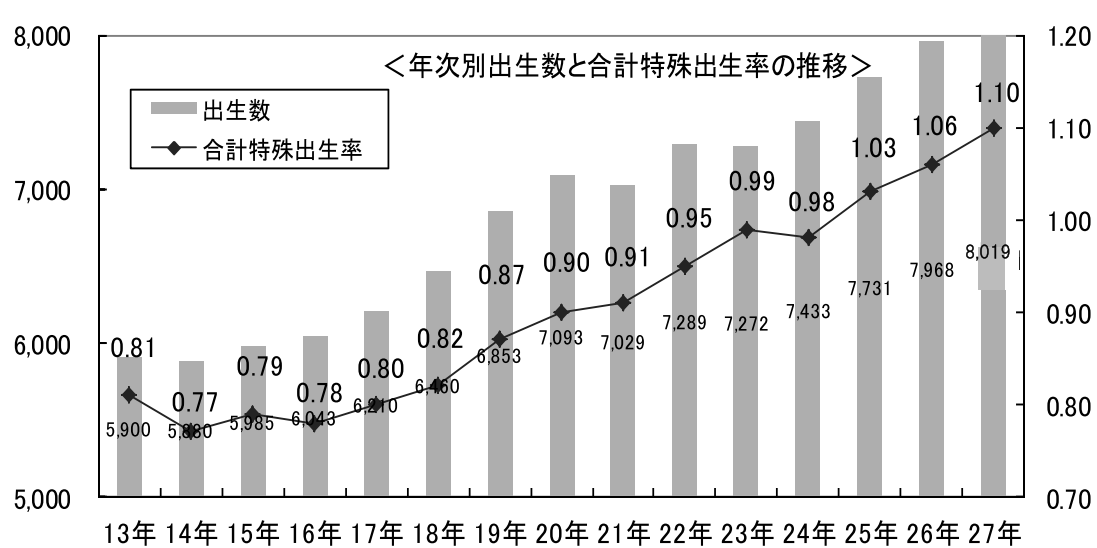
このことから、団塊ジュニアやその下の人口の多い世代が出産していることで、出生数を押し上げていることがわかる。都市部以外では出生数が減少傾向にある中、都市部の出生数が多いのは、まさに晩産化の影響であるといえる。

図 1 乳幼児、少年人口と総人口の推移（各年 1 月 1 日現在）



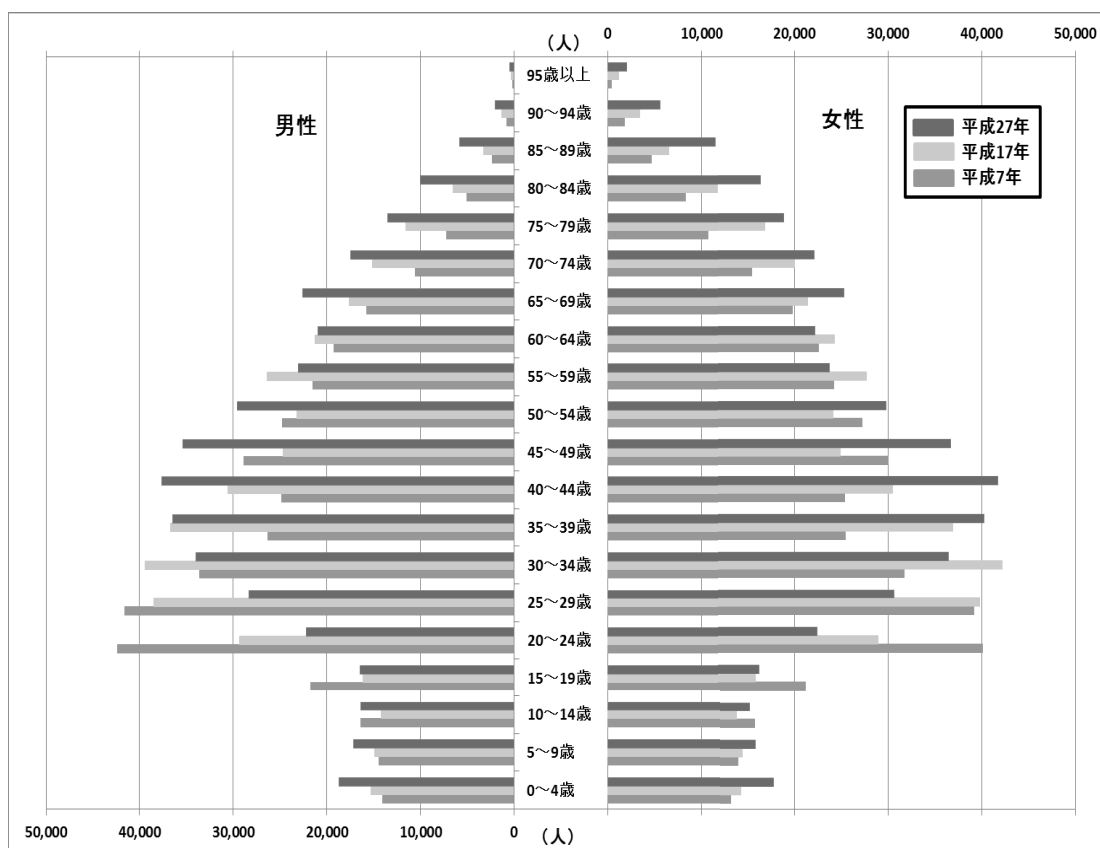
出典：世田谷区 子ども・若者部資料

図2 年次別出生数と合計特殊出生率の推移



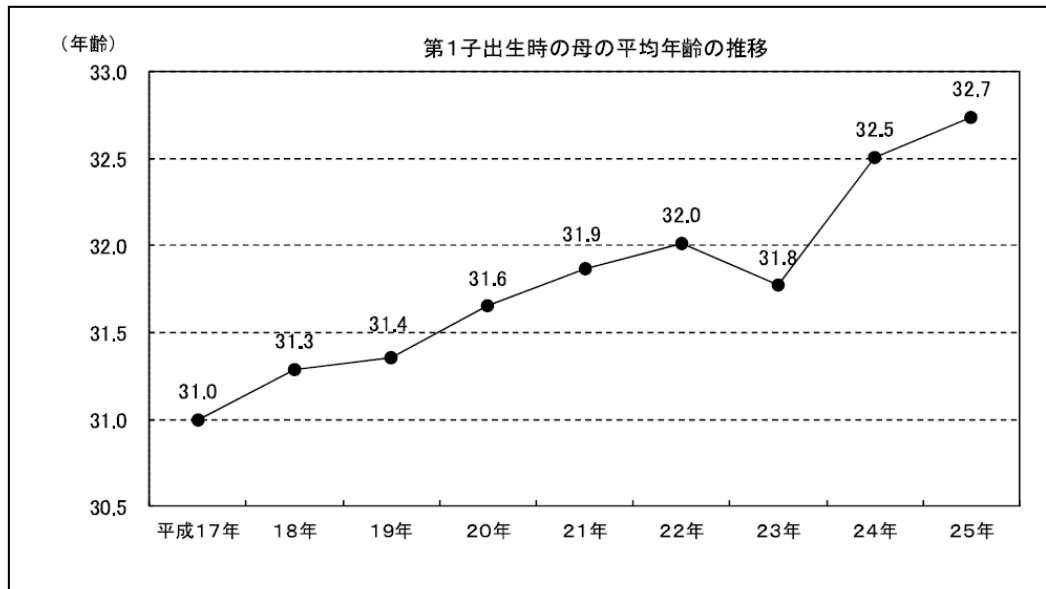
出典：世田谷区 子ども・若者部資料

図3 人口の推移—人口ピラミッド



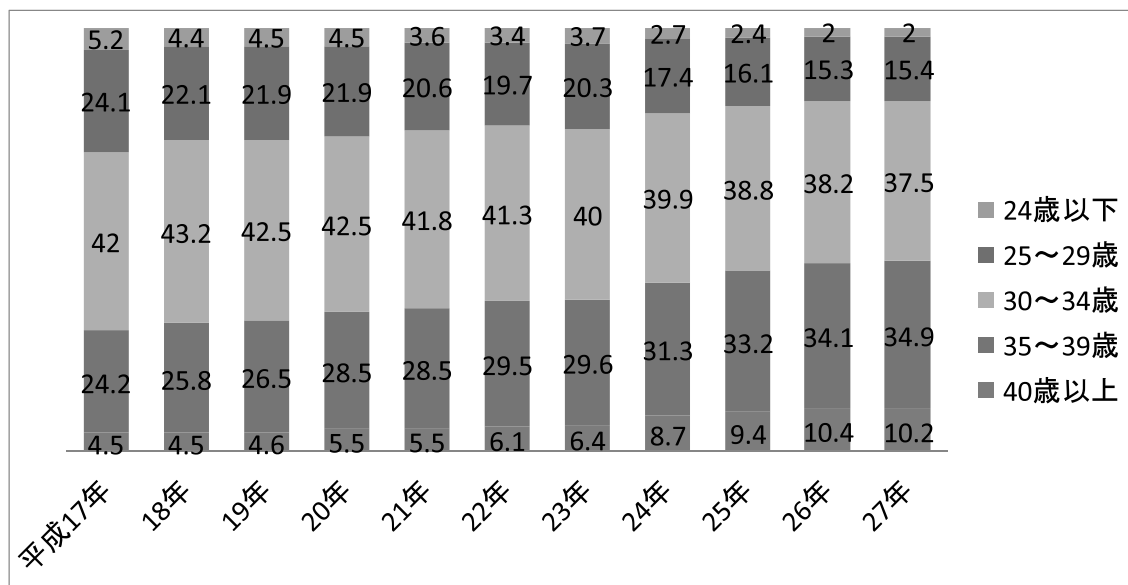
出典：住民基本台帳

図4 第1子出生時の母の平均年齢の推移



出典：第2期世田谷区子ども計画

図5 出生時の母の年齢別割合の推移



出典：世田谷区 子ども・若者部資料

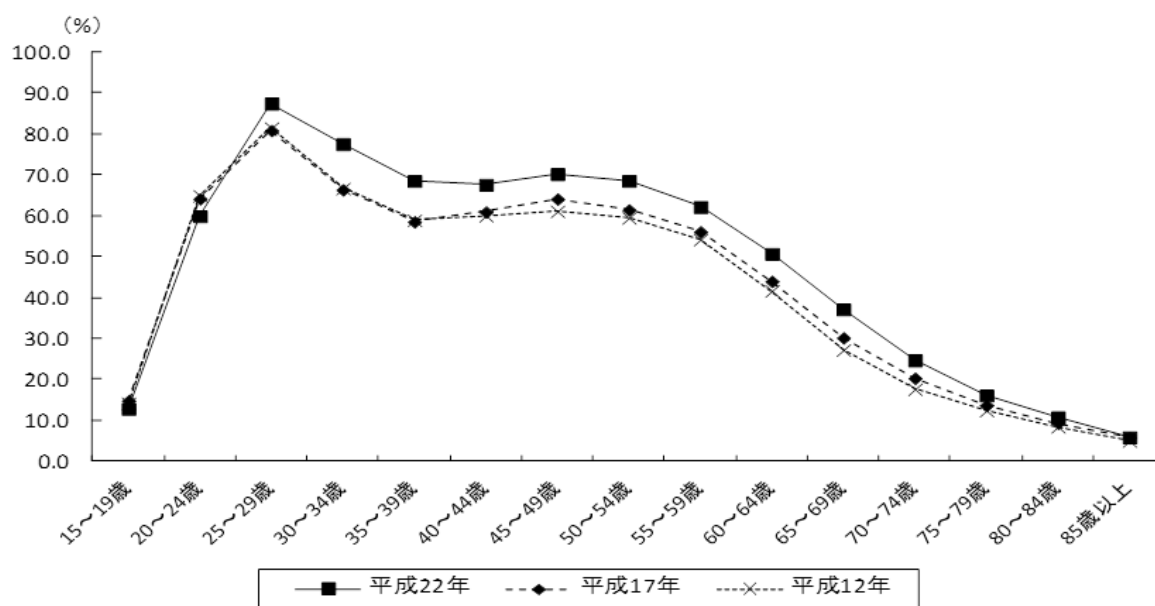
一方、働く女性の割合は、10年間で大幅に増えている。特にリーマンショック以降、子どもの乳児期に子育てに専念したいという思いを持つ母親でも、働かざるを得ない状況に

ある。

図 7 のとおり世田谷区の就学前児童の養育状況の推移では、在宅や幼稚園の割合が圧倒的だったところが、徐々に保育園が伸びてきている。平成 25 年度に行ったニーズ調査では、保育園を希望する家庭の割合は 4 割を超えている。

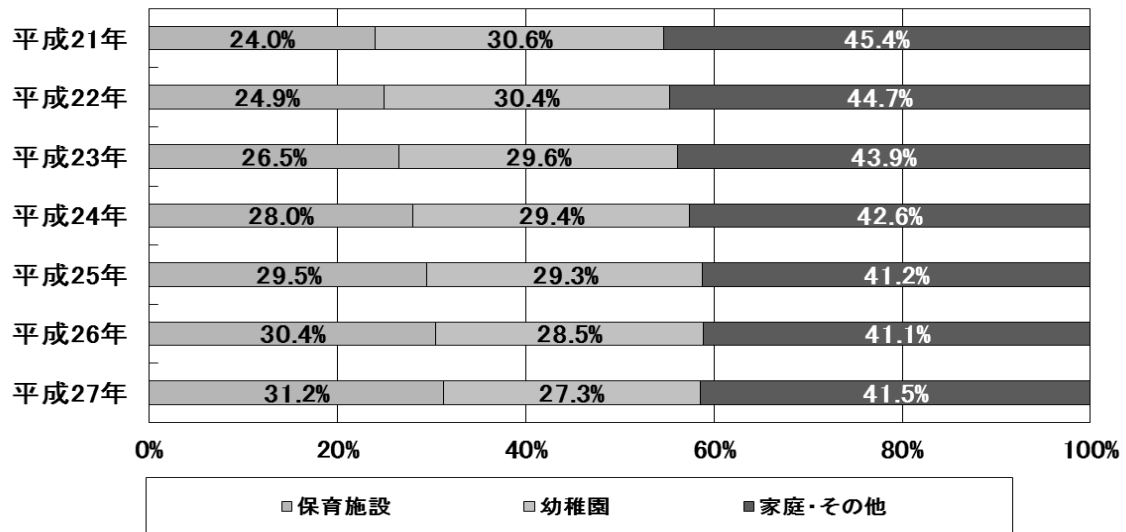
このように、出生数の増と働く女性の増が相まって、世田谷区における保育需要は、平成 20 年度以降急速に伸び、図 8 のとおり認可保育園の入園申込者数は 8 年間で約 2.2 倍に伸びている。こうした状況から保育待機児童数は、平成 25 年には 884 人、平成 26 年は 1,109 人、平成 27 年には 1,182 人、平成 28 年には 1,198 人と、4 年連続で全国ワースト 1 位という大変不名誉な結果となっている。

図 6 女性の労働力率の推移（世田谷区）



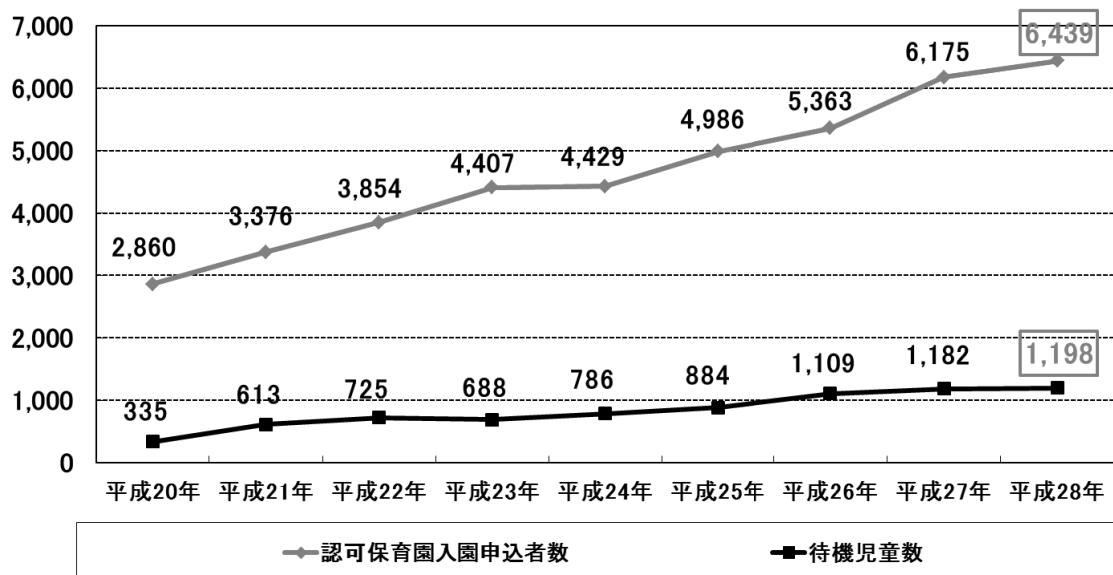
出典：国勢調査

図 7 就学前児童の養育状況の推移



出典：世田谷区 子ども・若者部資料

図 8 認可保育園入園申込者数と待機児童数の推移



出典：世田谷区 子ども・若者部資料

(2) 児童虐待相談件数の増

平成 27 年度中に、全国 208 か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、103,260 件（速報値）で、過去最多の件数となっている。主な増加要因としては、心理的虐待が増加したことである。児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増えている。その他、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化（189）の広報や、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関

の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告の増加も挙げられる。

- ・心理的虐待 平成26年度：38,775件⇒平成27年度48,693件（9,918件増）
- ・警察からの通告 平成26年度：29,172件⇒平成27年度38,522件（9,350件増）

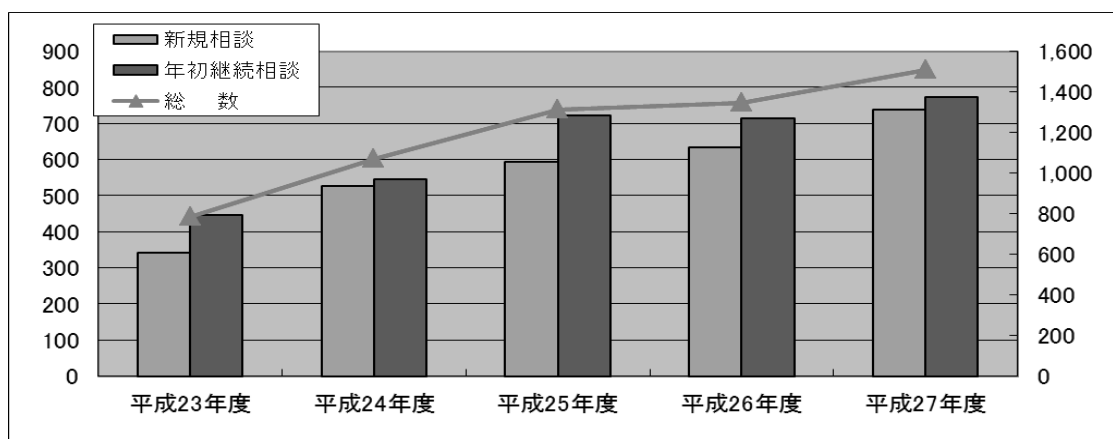
厚生労働省の専門委員会が平成28年9月に発表した、平成26年度に発生した子どもの虐待死亡事案の検証結果では、虐待死が44人で前年度比8人増。亡くなった子どもは0歳児が最多の27人で全体の61.4%と6割を超えている。0歳児の中でも、生後24時間に満たない間に15人が亡くなっており、望まない妊娠で実母が加害者となった事例が目立っている。専門委員会は地方公共団体に対し、妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化等を求めている。

一方、世田谷区の子ども家庭支援センターでの児童虐待相談対応件数も、図9のとおり児童相談所と同様年々増加し、新規及び前年度からの継続相談を併せ、平成27年度は過去最高を記録している。新規虐待相談の内容別件数は、図10のとおり全国同様心理的虐待が最も多く、全体の5割を超えている。また、主たる虐待者としては、図11のとおり実母が5割を超えている状況にある。虐待を受けた子どもの年齢構成では、図12のとおり0歳～2歳が3割を超えている。

厚生労働省の研究班が平成24年度から平成26年度に実施した調査では、初産の場合、うつ状態など精神的な不調に陥る人は産後2か月頃までに多く、特に産後2週間の時期に発症のリスクが高いことが分かっており、妊娠期や出産直後の支援が重要といえる。

図9 子ども家庭支援センターにおける児童虐待相談対応件数の推移

	新規相談	年初継続相談	総 数
平成23年度	341	445	786
平成24年度	526	545	1,071
平成25年度	593	721	1,314
平成26年度	634	713	1,347
平成27年度	737	772	1,509
平成28年度	—	843	—



出典：世田谷区 子ども・若者部資料

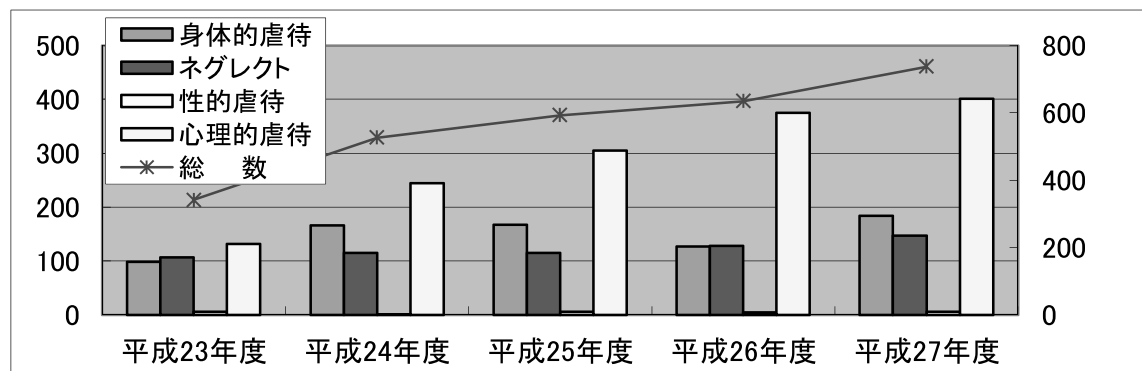
図 10 子ども家庭支援センターにおける新規虐待相談の内容別件数の推移

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待		総 数
					内 DV相談	
平成23年度	98(28.7%)	107(31.4%)	5(1.5%)	131(38.4%)	25(19.1%)(注)	341(100.0%)
平成24年度	166(31.6%)	115(21.9%)	1(0.2%)	244(46.3%)	92(37.7%)(注)	526(100.0%)
平成25年度	167(28.2%)	115(19.4%)	6(1.0%)	305(51.4%)	72(23.6%)(注)	593(100.0%)
平成26年度	127(20.0%)	128(20.2%)	4(0.6%)	375(59.1%)	88(23.5%)(注)	634(100.0%)
平成27年度	184(25.0%)	147(19.9%)	5(0.7%)	401(54.4%)	74(18.5%)(注)	737(100.0%)

(注)心理的虐待に占める割合

【参考:26年度】

全国市町村	26,860(30.6%)	31,740(36.2%)	1,033(1.2%)	28,061(32.0%)	87,694(100.0%)
都内市区町村	4,222(34.8%)	3,755(31.0%)	101(0.8%)	4,039(33.3%)	12,117(100.0%)
全国児相	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
東京都児相	3,377(43.2%)	1,857(23.8%)	105(1.3%)	2,475(31.7%)	7,814(100.0%)
世田谷児相	203(43.8%)	62(13.4%)	2(0.4%)	196(42.3%)	463(100.0%)



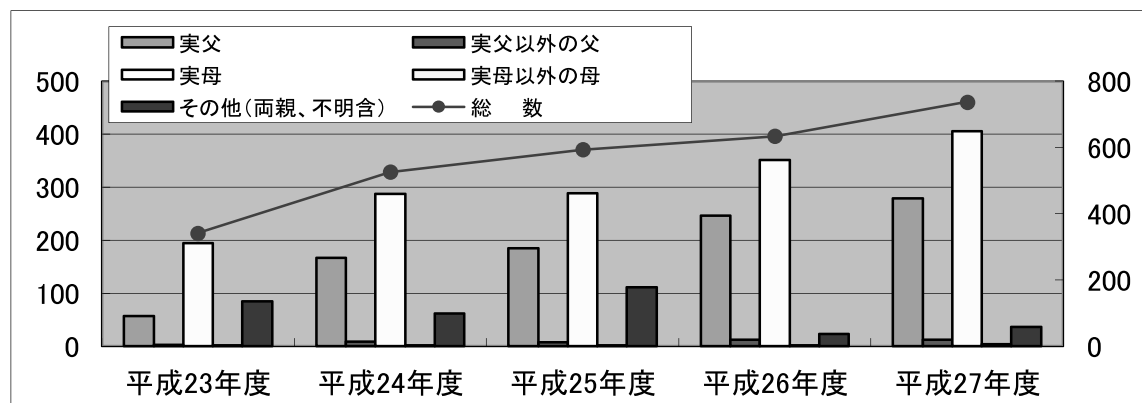
出典：世田谷区 子ども・若者部資料

図 11 子ども家庭支援センターにおける新規虐待相談の主たる虐待者の推移

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	その他(両親、不明含)	総 数
平成23年度	57(16.7%)	3(0.9%)	194(56.9%)	2(0.6%)	85(24.9%)	341(100.0%)
平成24年度	167(31.7%)	9(1.7%)	287(54.6%)	1(0.2%)	62(11.8%)	526(100.0%)
平成25年度	185(31.2%)	7(1.2%)	288(48.6%)	2(0.3%)	111(18.7%)	593(100.0%)
平成26年度	246(38.8%)	12(1.9%)	351(55.4%)	2(0.3%)	23(3.6%)	634(100.0%)
平成27年度	279(37.9%)	12(1.6%)	405(55.0%)	4(0.5%)	37(5.0%)	737(100.0%)

【参考:26年度】

全国市町村	22,567(25.7%)	3,331(3.8%)	56,291(64.2%)	591(0.7%)	4,914(5.6%)	87,694(100.0%)
都内市区町村	2,805(23.1%)	226(1.9%)	8,020(66.2%)	59(0.5%)	1,007(8.3%)	12,117(100.0%)
全国児相	30,646(34.5%)	5,573(6.3%)	46,624(52.4%)	674(0.8%)	5,414(6.1%)	88,931(100.0%)
東京都児相	1,685(21.6%)	285(3.6%)	4,096(52.4%)	34(0.4%)	1,714(21.9%)	7,814(100.0%)
世田谷児相	109(23.5%)	7(1.5%)	208(44.9%)	3(0.6%)	136(29.4%)	463(100.0%)

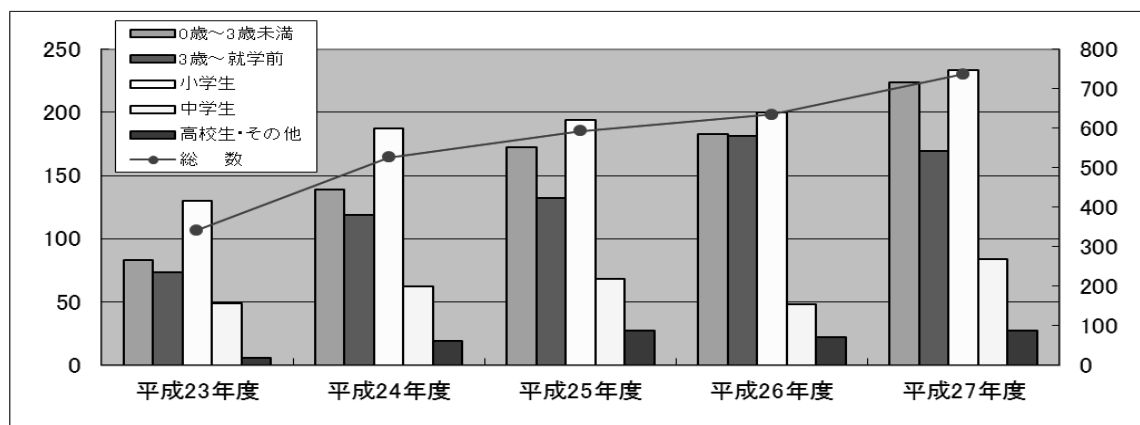


出典：世田谷区 子ども・若者部資料

図 12 子ども家庭支援センターにおける新規虐待相談の虐待を受けた子どもの年齢構成の推移

	0歳～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生・その他	総 数
平成23年度	83(24.3%)	73(21.4%)	130(38.1%)	49(14.4%)	6(1.8%)	341(100.0%)
平成24年度	139(26.4%)	119(22.6%)	187(35.6%)	62(11.8%)	19(3.6%)	526(100.0%)
平成25年度	172(29.0%)	132(22.3%)	194(32.7%)	68(11.5%)	27(4.6%)	593(100.0%)
平成26年度	183(28.9%)	181(28.5%)	200(31.5%)	48(7.6%)	22(3.5%)	634(100.0%)
平成27年度	224(30.4%)	169(22.9%)	233(31.6%)	84(11.4%)	27(3.7%)	737(100.0%)

【参考:26年度】						
全国市町村	20,528(23.4%)	22,998(26.2%)	29,805(34.0%)	10,419(11.9%)	3,944(4.5%)	87,694(100.0%)
都内市区町村	3,176(26.2%)	3,147(26.0%)	4,047(33.4%)	1,287(10.6%)	460(3.8%)	12,117(100.0%)
全国児相	17,479(19.7%)	21,186(23.8%)	30,721(34.5%)	12,510(14.1%)	7,035(7.9%)	88,931(100.0%)
東京都児相	1,607(20.6%)	1,567(20.1%)	2,865(36.7%)	1,092(14.0%)	683(8.7%)	7,814(100.0%)
世田谷児相	86(18.6%)	91(19.7%)	194(41.9%)	58(12.5%)	34(7.3%)	463(100.0%)



出典：世田谷区 子ども・若者部資料

(3) 子育て家庭を取り巻く課題

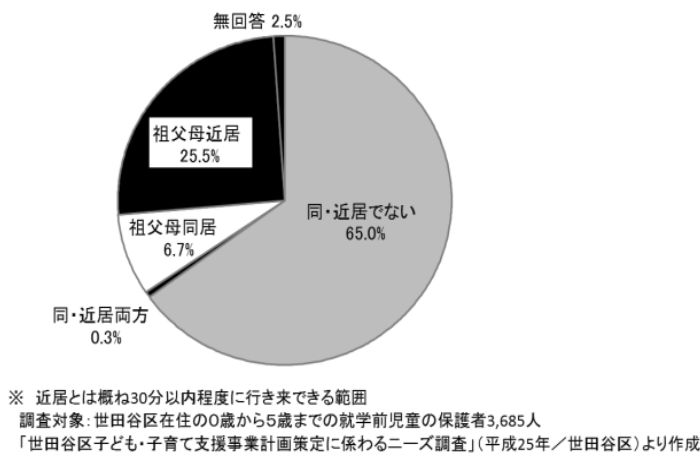
小さい子どもが親からの虐待により命を落とす、大変痛ましい事件がほぼ毎月のように報道されている。事件を起こした家庭の家族状況など、事件の背景を伝える報道を前に、加害者である親に対する憤りの念と同時に、どこか遠くの火事のような、身近な出来事ではない気持ちで報道を見てはいないだろうか。私自身、子どもは天からの授かりものであり、未来を切り拓く宝、大切にしない親がこの世にいるのだろうか、「虐待」は本当に特殊なケースであり、通常なら起こりえないことであると、つい最近まで思っていた。しかし、自身の子育てや、子ども・若者部での業務を通じ、私は現代社会の子育ての難しさを何も分かっていないということを思い知らされた。

そもそも人間には、「共同養育」する本能が備わっているという見解がある。この見解によれば、前述の出産直後におけるうつ状態など精神的な不調も、この「共同養育」を本能的に促しているのではないかとっている。以前は同居する祖父母や、顔の見える関係のご近所など、現代以上に子育て家庭への支援者が自然な形で存在していたのではないかと。しかし、現代の子育て家庭は孤立しやすい状況にある。その状況を示すものとして、まず、平成25年に世田谷区が区在住の0歳から5歳までの就学前児童の保護者3,685人に実施した、子ども・子育て支援事業計画策定に関わるニーズ調査では、図13のとおり就学前児童

の祖父母（保護者の父母）の同居・近居の状況について、約3人に2人が、祖父母が同居・近居でないと答えており、保護者にとって両親が近くにいない家庭が多く、子育てに対する両親の協力が距離的に得られにくいことが分かる。また、住民基本台帳から見る区の人口動向では、世田谷区の居住年数5年未満の人口が全体の約3割を占めており、特に出産・子育てを迎える30歳代では、実に約5割が5年未満となっている。このことから、特に子育て世代の多くは、地縁などにより地域とつながりにくい環境であることが分かる。

現在、子ども家庭課長である私のもとには、子育ての孤立化等から引き起こされる、様々な虐待事例の報告がある。各総合支所の子ども家庭支援センターでは、家庭内で課題を抱え、地域で孤立した家庭への様々な支援を行っている。

図13 祖父母の同居・近居状況



2. 国の動き

(1) 一億総活躍社会

国は、少子高齢化という構造的な問題に立ち向かい、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向け、取組みを進めている。

女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、全員参加型の一億総活躍社会をめざし、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定された。

この一億総活躍社会づくりを進めるにあたっては、福祉分野におけるパラダイムを転換し、福祉は与えるもの、与えられるものといった、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みを作っていくとともに、区市町村は、地域づくりの取り組みの支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要がある。また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要がある。

これらの具体策の検討を加速化するため、国は「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、部局横断的に幅広く検討を行うこととしている。

区においても、地区における地域包括ケアの取り組みなど、対象者ごとの縦割りのサービスから、「丸ごと」の視点をもった庁内横断的な施策の展開が重要となっている。

（２）児童福祉法改正

平成 28 年 5 月 27 日に参議院で可決・成立した改正児童福祉法は、児童の福祉を保障するための原理や国と地方公共団体の役割・責務の明確化、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資する旨の明記、虐待発生時に迅速・的確な対応が行えるように区市町村と児童相談所の体制・権限の強化など、子どもと家庭を取り巻く深刻な状況を踏まえ、大変意義のある改正が行われた。

改正児童福祉法では、その他、児童相談所の設置自治体を拡大するため、政令で定める特別区が児童相談所を設置できるものとし、更に政府が、法施行後 5 年を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、設置に係る支援等を行うことが規定された。この法律の成立を契機として、特別区の児童福祉行政が新しいステージへ歩みを進めた。

今後、特別区は、改正法施行後、準備が整った区から順次、児童相談所の設置を目指すとともに、住民生活に密着した基礎自治体として、これまでの実績と経験を基に、児童福祉行政の更なる充実強化に取り組んでいくこととなる。

3. 世田谷区の取り組み

（１）子ども・子育て応援都市宣言

子どもの数が増え、保育待機児童対策が急務となり、保育施設の整備を進める中では、保育園の整備に必要な用地の確保ができたとしても、子どもの声は騒音である等の主張から、近隣住民による保育園の整備を強く反対する声は大変多くなっている。

また、以前から運営している保育園でも、近隣住民の強い要望により、ある時間を超えると園庭に出られないなど、規制をかけざるを得ない事例も幾つかある。

私自身、保育計画・整備支援担当課で保育施設の整備にあたり、近隣住民説明会や戸別訪問の場などで、子どもの声に対する不安や不満の意見を数多く受けた。これら意見に対し、丁寧に対話を積み重ね、理解を広げていくことが肝要である。

静穏な環境の中で暮らしたいという住民の要望と、子どもが健やかに過ごす、当然声と

か音が出てくるということを対立的に捉えずに必要な施設として地域に受け入れてもらうことが大切である。

区は、世田谷区基本計画の副題に掲げる「子どもが輝く参加と協働のまち せたがや」の実現に向け、今を生きる子どもの育ちを支え、子育てを応援するまちづくりを推進する基本姿勢について明確にして内外に発信するため、平成 27 年 3 月 3 日に「子ども・子育て応援都市」であることを宣言した。

【参考：子ども・子育て応援都市宣言】

子どもは、ひとりの人間としてかけがえのない存在です。

うれしいときには笑い、悲しいときには涙を流します。感情を素直にあらわすのは、子どもの成長のあかしです。子どもは、思いっきり遊び、失敗しながら学び、育ちます。子どもには、自分らしく、尊重されて育つ権利があります。

子どもは、地域の宝です。

大人は、子どもをしっかり見守り、励まし、支えます。地域は、子育て家庭が楽しく子育てできるように応援します。子どもは、成長に応じて社会に参加し、自分のできごとと役割、みんなで支えあう大切さを学んでいきます。

子どもは、未来の希望です。今をきらめく宝です。

大人は、子どもにとっていちばんよいことを選び、のびのびと安心して育つ環境をつくります。

世田谷区は、区民と力をあわせて、子どもと子育てにあたためた地域社会を築きます。ここに、「子ども・子育て応援都市」を宣言します。

平成 27 年 3 月 3 日 世田谷区

（２）保育待機児童対策

区の保育待機児童数は、平成 28 年 4 月には 1,198 人と、4 年連続で全国ワースト 1 位という大変厳しい状況である。

現在の子ども・子育て支援事業計画における、保育施設の整備計画は、平成 25 年夏に実施したニーズ調査をもとに、平成 26 年 2 月時点の区の就学前児童の推計から、平成 31 年度（平成 32 年 4 月）までに保育総定員数を約 20,000 人分にするとしていた。しかし、就学前児童の増加が当時の人口推計を上回る状況にあることなどから、平成 28 年度に現行の保育施設整備計画の見直しを行っているところである。新たな人口推計では、平成 31 年度において、当時の推計に比べ、就学前人口が約 3,400 人増加する見込みとなっている。こうした状況を踏まえ、平成 31 年度（平成 32 年 4 月）において、約 1,700 人程度の定員を上乗せし、図 15 のとおり約 21,600 人分の保育総定員を確保することを検討している。

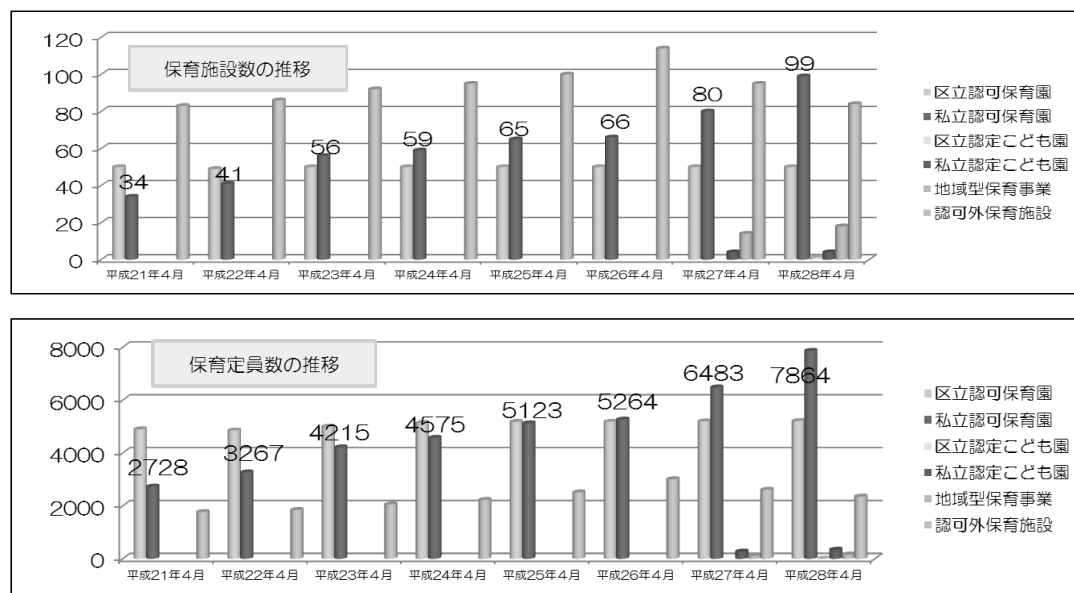
また、平成 28 年 4 月には、3 歳児以降の待機児童がほぼ解消されたことから、今後は、0

歳から 2 歳の低年齢児を対象とした保育施設整備に重点的に取り組んでいく。あわせて、保育士確保のための個人給付を実施するなど、ソフト面での施策展開も図り、保育待機児解消に向けた取り組みを全力で進めている。

量的な拡充とともに、重視しなければならないのが、保育の質という点である。保育園に通う子どもにとって、保育園は一日の大半を過ごす、大変重要な生活の場である。生活の場が豊かであることは、子どもの成長に大変重要であると考え。区は、過去に園外活動中の区立保育園の園児が川に転落して死亡するという、あってはならない事故があった。この事故を踏まえ区は、「保育安全マニュアル」と「保育園園外保育安全マニュアル」を作成。また、「保育の質の向上委員会」を設置し、様々な保育関係者が議論を重ねた。そして、平成 27 年 3 月に、国の保育所保育指針や、委員会の議論、事業者の審査基準などの取組みなどを踏まえて、「保育の質ガイドライン」を策定した。このガイドラインは保育の質の向上への考え方や具体的に取り組む項目などを示したもので、「子どもの権利」「職員に求められる資質」「保育環境」などについて、チェックリストも交えながら取りまとめている。区はこのガイドラインを保育士や職員に周知・活用してもらうとともに、保護者・事業者・地域とも広く共有して、保育の質の向上を進めていきたいと考えている。

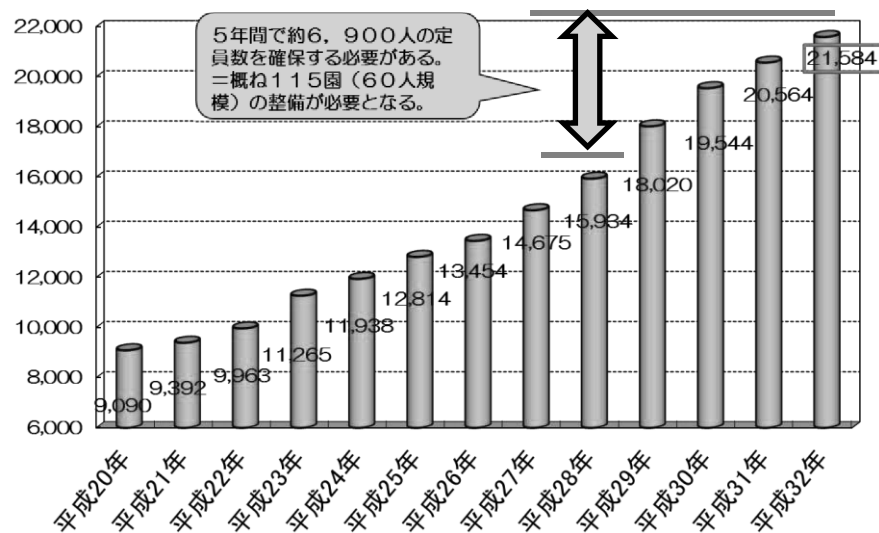
また、ニッポン一億総活躍プランでも掲げる働き方改革という視点も重要である。育児中の従業員が子育てをしながら仕事を続けることができるよう、育児休業期間の延長や休業中の給与の全額補償を推進するとともに、短時間勤務や在宅勤務、ワークシェア等の柔軟な勤務形態を導入するなど、OECD 諸国の取組みも参考にし、区は、雇用環境の改革について企業側の一層の努力を求めるとともに、こうした企業に対して国の支援を行うよう働きかけている。

図 14 これまでの保育施設整備数



出典：世田谷区 子ども・若者部資料

図 15 保育施設定員数の推移と整備計画見直し案



出典：世田谷区 子ども・若者部資料

(3) 産後ケア

核家族化の進展や地域コミュニティ力の低下、また、出産後は心身ともに不安定な時期であることから、産後ケア事業を実施し、切れ目のない子育て支援体制を構築して、児童虐待の未然防止を目指すものである。

区は全国に先駆け、学校法人武蔵野大学に委託して平成20年3月に産後ケアセンター桜新町を開設。区が支援を必要と判断した産後4か月未満の母子を対象に、宿泊または日帰りのケアによって母体の休養及び体力の回復を図るとともに、今後の育児に資する指導、カウンセリングなどを実施している。

(4) 世田谷版ネウボラ

世田谷区子ども計画(第2期)では、重点政策のひとつに「妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防」を掲げ、妊産婦や子育て家庭が育児不安を抱え込むことがないように、寄り添いながら切れ目なく支える仕組みを身近な場から充実を図るとしている。さらに、国は母子保健の主要な取り組みを提示する「健やか親子21(第2次)」の基盤課題のひとつに「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」を掲げ、「安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目のない妊産婦・乳幼児保健対策の充実」を目指すべき目標として盛り込んでいる。

区は、こうした背景から、平成27年度に外部有識者を交えた「世田谷区妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない支援検討委員会」を立ち上げ検討を行った。この検討委員会においては、福祉先進国の一つであるフィンランドのネウボラ制度も参考に議論を進めて

きた。

フィンランドのネウボラの特徴は、妊娠期から就学前まで、すべての妊婦やその家庭と関わり、保健師等の専門職が寄り添いながら、家庭の問題をこじれさせない、ワンストップの相談・支援体制である。

世田谷区の現状は、区民の利便性を図るために、保健所や各総合支所の健康づくり課のほか、27ヶ所の出張所・まちづくりセンター等で妊娠届の受付が行われている。このうち、世田谷保健所と各総合支所健康づくり課以外には専門職が配置されておらず、それを補うため、妊娠届出時にアンケートを行い、その回答に基づき早期に保健師が寄り添う必要がある妊婦への支援をスタートできるしくみを作っている。また、生活支援課子ども家庭支援センターと健康づくり課保健師が一体となった「子ども家庭支援センター機能」により、支援が必要な子育て家庭への支援を実施している。

しかしながら、支援が必要な妊婦だけでないすべての妊婦に早期にアプローチすることが求められている。フィンランドのネウボラのように、一人のネウボラおばさんが継続して一人の妊婦を担当し、その人に妊娠・子育てのすべてが相談でき、解決してくれるというワンストップのしくみは、切れ目なく子育て家庭を支える理想のしくみである。

一方で、世田谷区では、妊娠検査や妊婦健診は医療機関、妊娠届や特定妊婦等の相談・支援は区、より身近な地域での支援・相談は地域の活動団体等というように、ネウボラを構成する資源が、区・医療機関・地域に分散している。しかし、見方を変えれば、世田谷区は、区や医療機関、地域の子育て団体等のそれぞれの支援が充実しているともいえる。そこで、ネウボラを構成する資源をより充実させるとともに、3者を顔の見える関係となるネットワークでつなぎ、区が医療や地域と連携しながら、切れ目なく乳幼児期まで子育て家庭をサポートする相談支援体制を「世田谷版ネウボラ」とした。

平成28年7月から「世田谷版ネウボラ」体制を構築し、各総合支所に設置するネウボラ・チームによる妊娠期の面接相談をはじめ、医療や地域と連携した、就学期までの子育て家庭を支える切れ目のない支援を実施している。また、妊娠期の面接相談において、地域の産前・産後サービスに利用できる「せたがや子育て利用券」を妊婦へ直接配付することにより、多くの妊婦が面接相談を受けるきっかけとするとともに、サービスに関する情報を提供し必要に応じて支援プランへの活用につなぐなど、地域の子育て活動とのつながりを深めた子育てができるよう支援している。こうした取組みにより、妊娠期から保健師等の専門職に関わり、心身の状態や家庭の状況を把握するとともに、地域とつながりながら安心して子育てを行うことができる環境を整え、妊産婦等の孤立を防止し、出産・子育てに関する不安の軽減を図っている。

【参考：区のおしらせ「せたがや」平成 28 年 6 月 1 日号 1 面】

6 1 No.1579

平成 28 年(2016 年) 6 月 1 日発行
(毎月 1・15 日、地域版は 25 日)

発行/世田谷区 編集/広報広聴課
〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27
区役所 ☎5432-1111 内線
☎5432-3001(広報広聴課)

区の手帳や施設・イベント案内は
せたがやコール

午前 8 時～午後 9 時(年中無休)
☎5432-3333
☎5432-3100

区のホームページ(パソコン・携帯電話共通) ▶ <http://www.city.setagaya.lg.jp/>
災害情報 ▶ 災害・防災情報メール配信サービス <http://www.bousai-mail.jp/setagaya/>
▶ 公式ツイッター @setagaya_kiki
▶ FM ラジオ 83.4 ㎐ (エフエム世田谷のホームページからも聴取できます)

区のおしらせ

せたがや

7 月から～妊娠中からの切れ目のない子育て支援
世田谷版ネウボラ
がスタートします

区では、「子どもを育てやすいまち」をめざし、フィンランドの取組みを参考に、妊娠中や子育て家庭に寄り添いながら切れ目なく支援するために「世田谷版ネウボラ」を開始します。
28年度はネウボラ・チームを発足し、妊娠中や子育て家庭に寄り添い、顔の見える相談支援を実施します。また、区、医療、地域が切れ目なく支えるネットワーク体制の構築をめざします。
※ネウボラ(フィンランド語)=相談・アドバイスの場所。

28年度の取組みをご紹介します

妊娠中から「ネウボラ・チーム」がサポートします
健康づくり課に配置の「ネウボラ・チーム」が、妊娠中の全ての方を対象に面談を行います。出産・育児などの不安や悩みを気軽に相談して下さい。
相談内容の例：妊娠中の健康管理、食事や生活指導、母乳、つわりに関することなど
*** ネウボラ・チームの構成 ***
地区担当の保健師 母子保健コーディネーター(助産師、保健師、看護師)
子ども家庭支援センター子育て応援相談員(社会福祉士、保育士等)

「せたがや子育て利用券」をお配りします
健康づくり課に面談に来た妊婦さんにお配りします(額面 1 万円。赤ちゃん 1 人につき 1 冊)。地域で行われている産前・産後サービス(母乳マッサージ、一時預かり、子育て講座等)にご利用いただけます。地域の様々な方との交流のきっかけにもなります。

※妊婦がわかったら、お住まいの地域の総合支所健康づくり課に連絡して下さい
総合支所健康づくり課 世田谷 ☎5432-2896 ■5432-3074 山 ☎3483-3166 ■3483-3167
北 沢 ☎3323-1736 ■3323-1738 山 ☎3308-8246 ■3308-3036
玉 川 ☎3702-1982 ■3702-1520

※「せたがや子育て利用券」のお問い合わせは、世田谷保健所健康推進課(☎5432-2446 ■5432-3022)へ

産後ケア施設を増設します
出産後、身近に子育てを手伝ってくれる家族がいない、育児に不安がある等、生後 4 か月未満の赤ちゃんのいる家庭をサポートするため、産後ケアや授乳指導・育児相談などを行う施設を新たに 2 か所(ビデアカ、ショートステイ各 1 か所)増やします。
この事業についてのお問い合わせは、子ども家庭課 ☎5432-2255 ■5432-3081
ご利用の申込は、お住まいの地域の子ども家庭支援センターへ
世田谷 ☎5432-2915 ■5432-3034
北 沢 ☎3323-9906 ■3323-9925
玉 川 ☎3702-1189 ■3702-1520
山 ☎3482-5271 ■5490-1139
山 ☎3326-6155 ■3326-6169

お得な「省エネポイントアクション」にご参加下さい
地球温暖化の緩和のために、省エネや再生可能エネルギーの活用などを進めて、原因となる温室効果ガスを減らしていかねばなりません。区内で排出されている温室効果ガス排出量の 5割は家庭から、3割は事業・環境計画課 ☎5432-2214 ■5432-3062

せたがや子育て応援アプリをご活用下さい
妊娠前から就学前の子育て家庭を対象に、区の子育て支援情報をお知らせしたり、幼稚園・保育園を児童館等の条件から検索する機能等を備えた、スマートフォン用のアプリです。
☎子ども育成推進課 ☎5432-2528 ■5432-3016 iOS版 Android版

切れ目のない育児支援
5 月 1 日現在、世田谷区の人では 99 万人を超えました。区でも少子化傾向が続いていますが、この数年間は出生数が減っており、昨年の新生児の数は 10 年間の 6,000 人から 5,000 人へと大きく減りました。
ネウボラは、フィンランドの育児支援制度で、妊娠前から就学前までの子育て支援が、かかりつけの保健士と連携して提供される見えない切れ目のない支援の仕組みです。
この仕組みを参考に、区では 5 つの総合支所に保健師・助産師・看護師で構成する「ネウボラ・チーム」を編成し、7 月から、妊娠中から就学前までの子育て支援を開始します。
妊娠中や出産した後に、母子手帳とともに子どもの健康・発達を支援するために、母子保健コーディネーターや子育て相談員が活躍します。
妊婦さんには、ネウボラ・チームが、お住まいの地域に面談を説明させていただきます。また、産前・産後サービスや子育て利用券の活用、子育て利用券の活用など、お住まいの地域に合った支援を行います。

世田谷区長 保坂 展人

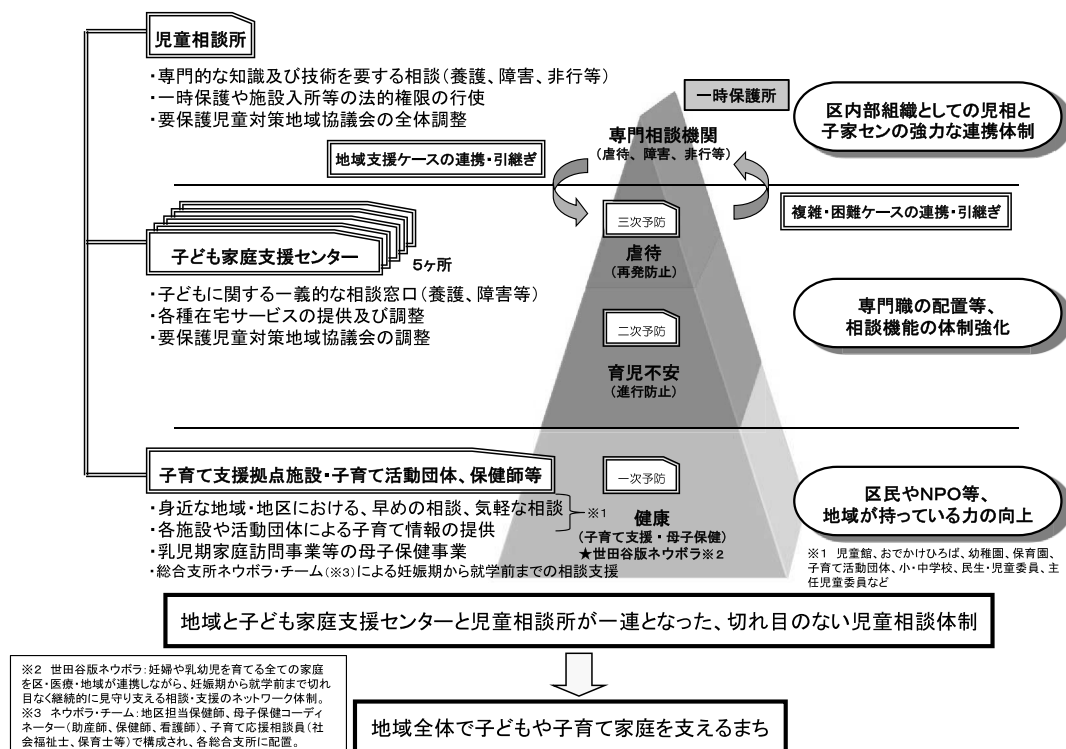
区のおしらせ「せたがや」は、新聞所込のほか、区施設、区内等々、郵便局、ファミリーマート、サークルKサンクス等で配布しています。

(5) 児童相談所移管

平成 22 年 1 月に江戸川区で起きた虐待死亡事件(当時 7 歳男児が両親からの暴行を受け死亡)では、子ども家庭支援センターが児童相談所に情報提供していたにもかかわらず、児童相談所が適切な助言をしていなかったことなど、関係機関の連携に関する問題点が指摘されている。

政令で定める特別区が、児童相談所を設置できるものとした改正児童福祉法が、平成 28 年 5 月に国会で可決・成立したことは、特別区にとっては悲願である。世田谷区においても、区民生活に密着した基礎自治体として、子どもの生命と権利を守ることを最優先に考え、児童相談所と子ども家庭支援センターが一体となり、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した総合的な児童相談行政を実現するため、児童相談所の設置を目指していく。

図 16 世田谷区児童相談所移管後の児童相談行政の全体像



出典：世田谷区 子ども・若者部資料

4. まとめ

区の10年間の区政運営の基本的な指針となる世田谷区基本計画(平成26年度～平成35年度)では、副題を「子どもが輝く参加と協働のまち せたがや」の実現を掲げ、全国的に少子高齢化が進み、人口減少により社会全体が縮小していく中、子どもを大切に、子育てのためのしっかりした土台を築いていこうとする区の態度を明確にしている。

現代の都市における子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、前述のとおり、保育待機児童問題、児童虐待の問題、また、本稿で直接触れていないが子どもの貧困や、いじめ、生きづらさを抱えた若者の課題など、大変厳しい問題がある。

一方で世田谷区には、民間主体の子育て家庭の居場所づくりや支えあい活動などの地域の力、医療機関や専門機関の連携など、「参加と協働」の土壌がある。

子ども・子育て応援都市宣言に掲げるとおり、子どもは、地域の宝である。子どもは、未来の希望、今をきらめく宝である。

保育待機児童対策、妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築、総合的な児童相談行政の体制構築など、子どもや子育て家庭を取り巻く様々な課題の解決に向け、世田谷区は今後とも、区民と力をあわせて、子育て家庭の孤立を防ぎ、子どもと子育てにათათかい地域社会を築いていく。

